

やさしい アルコール事業法ガイド

アルコールを使用したいのだけど...

アルコールは食品の防腐に効くって...

アルコールって洗剤や化粧品の原料
にも大量に使われているし...

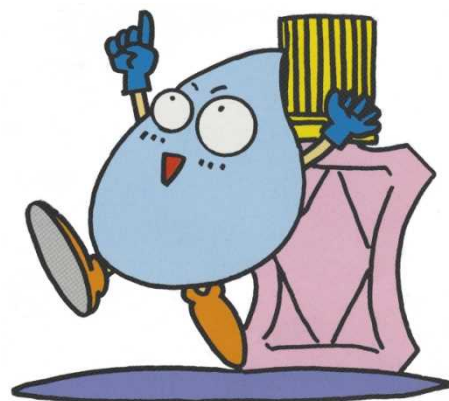
製造機械の洗浄にはアルコールが便利なんだけど...

免税のアルコールが流通しているって...

どうしたら買える？

必要な手続きがあるの？

使用編



アルコール事業法の対象となるのは、アルコール分が90度(容量)以上の工業用アルコールです。

そのうち、

(1)加算額(酒税相当額)※を含まない価格で販売されるアルコール(以下、「アルコール」という。)を購入・使用等する場合は、あらかじめ使用の許可が必要です。また、許可後も流通管理が必要となります。

(2)加算額(酒税相当額)※を含む価格で販売されるアルコール(以下、「特定アルコール」という。)は、自由に購入・使用等ができ、流通管理も不要です。

なお、酒税を含んだ飲用アルコールの取り扱いについては、国税局にお問い合わせください。

このリーフレットに関する問い合わせ先

中国経済産業局 産業部 産業振興課 アルコール室
〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館内
TEL 082-224-5681 FAX 082-224-5642

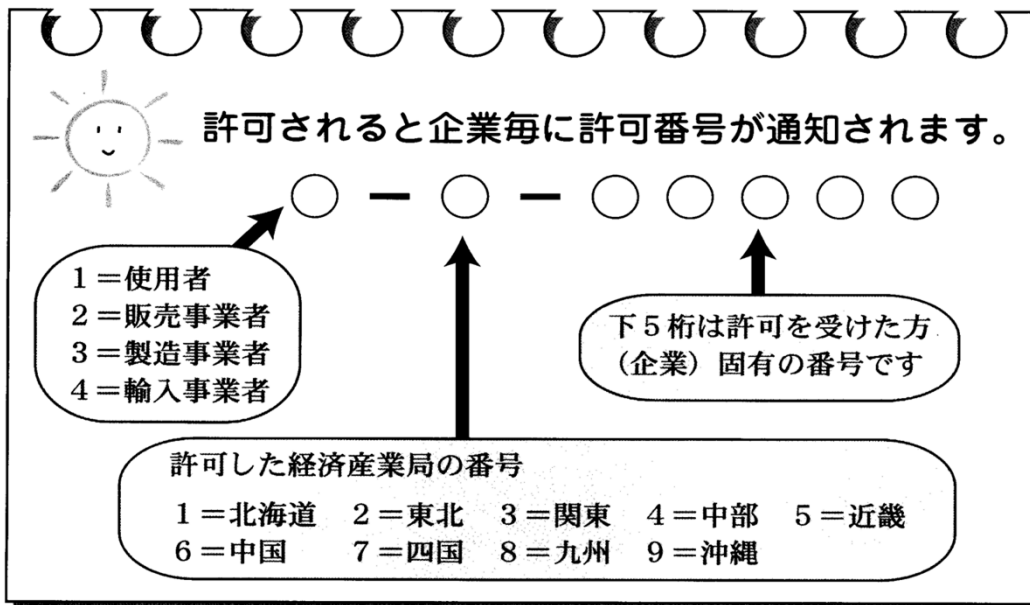
※加算額(酒税相当額) 1kl当たり 95度:95万円、99度:99万円



アルコールを購入・使用しようとする事業者(個人・企業等)は、使用開始前に経済産業局アルコール室に使用の許可を申請して、許可を得てください。

どのような製品にアルコールを使用するのか、アルコールの数量管理はどのように行うのか、などを書類にして申請します。

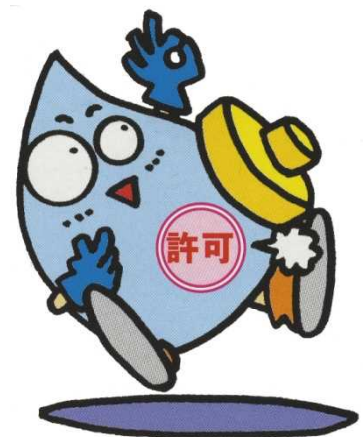
また、許可後、登録免許税の納付(1件当たり1万5千円)が必要となります。



使用の許可を受けると、許可を得てアルコールを製造している事業者、輸入事業者、販売事業者からアルコールを買うことができます。

加算額(酒税相当額)を含まないアルコールを購入できる権利を取得するため、その後はいくつかの手続きが必要となります。

また、アルコールは許可されたとおりの方法でしか使えません。



事前の許可なくアルコールを他の製品に使用したり、使用方法を変更すると罰則の対象になってしまいます!!

違反すると許可が取消しになるだけでなく、最高で1年以下の懲役あるいは100万円以下の罰金となることがあります。
(アルコール事業法 第47条より)

管理

アルコールは、原則として混ぜものをしない(不可飲措置をしない)アルコールですから、薄めると飲用もできます。そのため、アルコールを不正にお酒の原料にされたり、許可を受けていない他の事業者が不正使用しないように管理する必要があります。

だれに注文し、だれがアルコールを配達したのか、各事業者の責任を明確に出来るよう、アルコールの購入の際の相手方の名称と許可番号を記録しておかなければなりません。また、許可どおりに使用し、不正に他の用途に転用していないことを明らかにするためにも、アルコールの使用のたびに記録する必要があります。



アルコールの受払の記録は、必要事項さえ書いてあれば、様式は問いませんが、参考までに作成例をお示します。

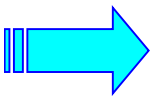
アルコール使用簿

使用するアルコールの種類・度数 使用する場所(使用施設)の名称

種類・度数： 度

年月日	受 入		使 用		製品出来高		その他		在庫量	備考	
	相手方	搬入担当 事業者	数 量 (ℓ)	使用方法 整理番号、 製品名	数 量 (ℓ)	製造 年月日	数 量 (ℓ・kg)	増 (ℓ)	減 (ℓ)		数 量 (ℓ)
合計											

誰と契約したか 誰が持ってきたか アルコールを何に
いくら使ったか アルコールを使って製品
がどれだけ出来たか 在庫はいくらあるか



アルコールの在庫を保管する場合、消防法に基づく届出あるいは許可が必要な場合がありますので、お近くの消防署へお尋ねください。

報告

毎年1回、1年度分(当年4月1日～翌年3月31日まで)のアルコールの購入、使用の状況を5月末日までに経済産業局に報告する義務があります。

アルコールの購入、使用の実績がない場合も、その旨報告が必要です。
期限までに提出しないと罰則の対象となります！！

様式第46 (第35条第1項関係) アルコール使用業務報告書

様式第47 (第35条第1項関係) アルコール譲受け一覧表

引渡人の氏名又は名称	許可番号	受入数量(リットル)	摘要
合計			

アルコールの購入先

- ◇法定帳簿(日々のアルコール受払の記録)は、作成後5年間保存してください。
- ◇業務報告書は実績が無くても毎年提出してください。
- ◇アルコールを使用する製品を追加するときは事前に申請して許可を得てください。登録免許税(1万5千円)の納付が必要な場合があります。
- ◇使用施設(工場等)を新設する場合にも、登録免許税(1万5千円)の納付が必要になります。
- ◇アルコール使用製品の製造方法に変更がある場合には、事前に申請して許可を得てください。
- ◇アルコール使用製品の製造設備の変更、追加には届出が必要です。
- ◇本社や使用施設の移転、代表者の変更なども届出が必要です。
- ◇詳しくは、アルコール使用マニュアル(オレンジ色の冊子)をご覧ください。

立入検査

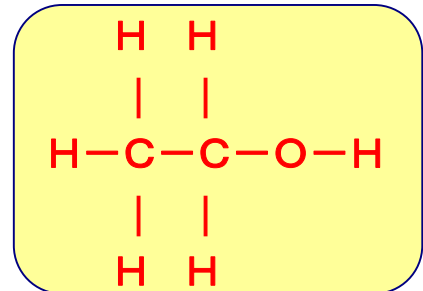
すべての許可事業者に対して、経済産業局の職員が立入検査に伺います。

経済産業局の職員が事業場に立入り、帳簿、アルコール使用・保管状況、設備を確認するほか、組成分析のためにアルコール使用製品の一部の提供をお願いする場合があります。

そもそも 「アルコール」って?



広義には、アルコール類全般を指しますが、狭義には、そのうちで最も一般的なエチルアルコールを指します。エタノール、酒精、スピリッツとも呼ばれますが、同じ化学式 C_2H_5OH (分子量46.07)の揮発性液体です。殺菌・消毒効果があり、水や油とよく混和するなどの特性があります。



製造方法の違いからアルコールは2種類に分けられます。

発酵アルコール

でん粉、糖質などを原料として発酵法によって作られています。

飲食料品工業用(食酢の原料、味噌・醤油等の食品防腐用、食品香料)、試薬、薬局方アルコール用等、広範な用途に使用されています。

合成アルコール

石油から得られるエチレンを原料に合成法で作られています。主に化学工業用(化粧品、香料、医薬品などの原材料)に使用されています。

工業用アルコールの成分は、お酒と同じなので口に入れても安全です。

飲用するアルコールは酒税法により課税されますが、工業用のアルコールは産業活動に不可欠であり、アルコールの安定的かつ円滑な供給の確保が必要であることから酒税相当額が含まれていません。そのため、お酒の原料に不正使用されたりしないよう管理する必要があります。



【アルコール事業法 第46条及び第47条より】

許可を受けずに製造、輸入を行うと3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処されます。(併科されることもあります。)また、許可を受けずに販売、使用を行うと1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処されます(併科されることもあります)。

アルコールを使用したいのだけど...

アルコールを何に使いますか？

① 自社製品の原料にする

② 自社製品の製造時に溶剤等として使う

⑤ 工場内の製造機械やその部品を洗浄する

①から⑥に当てはまらない

③ 自社製品の精製に使う

④ 自社で製造する食品等に添加する

⑥ 従業員の手指の消毒に使う

その製品の製造レシピ(原材料とその使用量)を明示できる

いいえ

はい

製品1単位当たりのアルコールの使用量は決まっている

いいえ

はい

許可を得ればアルコールの使用ができます。

はい

残念ですが、アルコールは使用できません。特定アルコールを使用されるか、目的にあったアルコール製剤(注)を購入してください。

いいえ

洗浄の方法と洗浄1回当たりのアルコール使用量が決まっている。

本社所在地を管轄する経済産業局アルコール室に連絡のうえ、申請手続きを行ってください。書類審査で、必要な条件を満たしていれば許可されます。

許可通知書が送付されます。「登録免許税1万5千円」を納付してください。これで、いよいよアルコールの購入・使用ができます。

製造・輸入・販売事業の許可を得ている事業者(許可事業者名簿は、経済産業省HPにあります。)

アルコールが届いたら、法定帳簿に受入日、数量、相手方・許可番号を記載

製品製造等のためにアルコールを使用する度に使用数量、製品出来高、在庫数量を法定帳簿に記載

1年度分の購入実績、使用実績をまとめて、翌年度5月末日までに経済産業局に報告

(注)アルコール製剤とは、アルコールに有機酸などを配合し保存効果を上げたもので、アルコール度数は90度未満であり、多種類(手指消毒用、食品添加用、器具洗浄用等)あります。アルコール製剤を事業者から購入し使用する場合はアルコール事業法による規制はなく許可の取得、流通管理も不要であり、自由に購入・使用が可能です。